

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
こども家庭庁成育局母子保健課

小児における R S ウイルス感染症の予防接種及び
高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小児における R S ウイルス感染症の予防接種は、予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）として位置付けられ、令和 8 年 4 月より、組換え R S ウイルスワクチン（妊婦に接種するもの。以下「R S ウイルス母子免疫ワクチン」という。）を用いて定期接種が開始される見込みです。また、高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種については、令和 8 年 4 月より、定期接種として使用するワクチンが 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（P P S V 23）から沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（P C V 20）に変更される見込みです。

今般、下記のとおり、定期接種対象者や医療従事者の方に対する情報提供資料を新たに作成しましたので、定期接種の対象者等への周知・広報にご活用いただくとともに、貴管下の医療機関等へ情報提供いただきますようお願いいたします。

引き続き、接種を希望される定期接種の対象となる方がその機会を逸することのないようご配慮いただくとともに、定期接種の対象者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. R S ウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料

R S ウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料 1）及び医療従事者向けリーフレット（資料 2）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/rs/index.html

資料 1. R S ウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

資料 2. R S ウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（医療従事者向けリーフレット）

2. 高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料

高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料 3）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/pneumococcus-senior/index.html

資料 3. 高齢者用肺炎球菌感染症定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

以上